

国立大学法人滋賀医科大学における公的研究費の不正使用及び
研究活動の不正行為の防止対策基本指針

平成29年3月29日学長裁定

(趣旨)

1. 「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」（平成19年2月15日文部科学大臣決定、平成26年2月18日改正）及び「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」（平成26年8月26日文部科学大臣決定）を踏まえ、国立大学法人滋賀医科大学（以下「本学」という。）は、公的研究費の不正使用及び研究活動における不正行為の防止に向けて、抑止機能を有する環境・体制の構築を図るため、次のとおり基本指針を定める。

(責任体制の明確化)

2. 公的研究費の不正使用及び研究活動における不正行為の防止対策に関する責任体系を明確化し、学内外に公表する。

(ルールの明確化)

3. 本学における公的研究費の使用及び事務手続きに関するルールについて、明確かつ統一的な運用を図り、公的研究費の使用に関わる全ての構成員に周知する。

(コンプライアンス教育の実施)

4. 公的研究費の不正使用防止対策としてコンプライアンス教育を実施し、意識の向上を図るとともに、関連する法令や学内規則等を遵守する誓約書の提出を求める。

(研究倫理教育の実施)

5. 研究者としての自覚を促すとともに、研究者倫理の向上及び研究活動における不正行為防止のため研究倫理教育を実施する。

(不正行為等に関する手続きの明確化)

6. 公的研究費の不正使用及び研究活動における不正行為に関する告発等の取り扱い、調査、公表及び懲戒等に関する規則を整備し、学内外に周知する。

(不正防止計画の策定と実施)

7. 公的研究費の不正使用を未然に防ぐため、不正を発生させる要因を把握し、不正防止計画を策定し、実施する。

(モニタリング)

8. 公的研究費の不正使用防止対策が十分機能しているか確認できるモニタリング体制を整備する。

以上